

氏名（本籍）	臼倉 京子（埼玉県）		
学位の種類	博士（リハビリテーション科学）		
学位記番号	博甲第 6986 号		
学位授与年月	平成 26 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	脳血管障害者の基本動作能力別の ADL 介助方法に関する研究		
主査	筑波大学教授	博士（教育学）	川間 健之介
副査	筑波大学教授	博士（医学）	高橋 正雄
副査	筑波大学教授	博士（障害科学）	吉野 眞理子
副査	筑波大学教授	教育学博士	柿澤 敏文

### 論文の内容の要旨

介護現場では根拠に基づく ADL 介助方法がはっきりとしておらず、残存能力の指標もあいまいである。そこで本論文は、脳血管障害者の基本動作能力別の ADL 介助方法を明らかにし、残存能力に応じた介護技術の一つを示すことである。そのため、「基本動作能力を ADL 介助方法の指標とする意義」、「基本動作能力別の ADL 介助方法の分類」、「基本動作能力別の ADL 介助方法の効果」について 6 つの研究を行った。

「基本動作能力を ADL 介助方法の指標とする意義」に関する研究では、基本動作能力を ADL 介助方法の指標とする意義が見いだされた。ADL 自立度に影響する変数として基本動作能力が選択され他の機能状態の変数は選択されなかったことより、基本動作能力は ADL 自立度に影響する変数として確認された。また、基本動作能力が高ければ ADL 項目の自立度も高く、基本動作能力が低ければ ADL 項目の自立度も低い、という関係性が示された。介護における自立支援の意味には残存能力の活用が含まれ、残存能力とは、単に残された能力ではなく、リハビリテーションアプローチにおいてはその能力を積極的に増強し、さらには新たに開発していくことが重要である。残存能力が具体的に何かということは示されていないが、ADL と結びつきの深い基本動作能力が、ADL の介助方法を考える際の残存能力としての一つの指標になると考えられた。

「基本動作能力別の ADL 介助方法の分類」に関する研究では、基本動作能力別の更衣、排泄、入浴の介助方法の分類を明らかにした。基本動作能力に応じて介助方法にも段階があること、また、基本動作能力によって更衣の介助方法に一定の傾向があることがわかり、基本動作能力別の ADL 介助方法の分類を提示した。対象者のもつ基本動作能力を見極め、この位の能力であればこのような方法で行えるという目安を示した。基本動作能力は日常の介護の中で必ず目にする動作であり、対象者の残存能力としては判断しやすい。対象者のもつ基本動作能力を見極め、この位の能力であれ

ばこのような方法で行えるという目安を示したことにより、残存能力に応じた自立支援に役立つと考える。しかし、本研究はこういう能力の人であればこういう方法をと決めつけるのではない。介護者が対象者の介助方法を検討する際に、過剰介助をさげ、対象者の基本動作能力に応じた ADL 介助方法の目安をつけるという意味である。

「基本動作能力別の ADL 介助方法の効果」に関する研究では、基本動作能力別の ADL 介助方法の効果を介護の現場で検証し、基本動作能力別の ADL 介助方法の実施後には、FIM、主観的評価において向上がみられた。このように、実際の介護の現場で基本動作能力別の ADL 介助方法の効果を示すことができた。基本動作能力別の ADL 介助方法は、介護における残存能力を活かした介助方法の一つとして自立支援に効果を発揮することが示唆された。

本研究で示された介助方法は、介護の現場で、その人が有している能力を見出さずに寝かせきりや過剰介助になっている状況を解消する糸口になることが期待できるものである。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

本論文は、基本動作能力別の ADL 介助方法について検討し、基本動作能力別の ADL 介助方法の分類を示し、その効果が明らかにしている。残存能力の 1 つとして基本動作能力を捉え、基本動作能力を指標とした ADL 介助方法の目安を立てることにより、その人が有している能力を発揮できることを示している。「基本動作能力別の ADL 介助方法の効果」に関する研究では、臨床現場での制約から必ずしも十分な結果を得ているとは言いがたいが、今後は臨床研究を積み重ねることで、本論文の提案する介助方法のエビデンスを確固たるものにし、さらに普及していくことが期待できる。

### (最終試験)

平成 26 年 1 月 28 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

### (結論)

よって、著者は博士（リハビリテーション科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。